

平成 26 年 11 月 25 日

平成 26 年度協議会臨時会議案書

酒匂川流域下水道事業連絡協議会

目 次

| 議 案 番 号 | 議 案 の 件 名 | 頁 |
|-----------|--------------------------------------|---|
| 議 案 第 1 号 | 「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部改正について | 1 |

議案第1号

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」 の一部改正について

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「各」及び「等」を削り、第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。
- (2) 負担の時期及び負担の期間は、「維持管理について（平成27年度～29年度）」の期間内において決定する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

「酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について」新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>1 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 【略】</p> <p>4 県立替金の償還に係る市町の負担額、負担の時期及び負担の期間については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。</u></p> <p><u>(2) 負担の時期及び負担の期間は、「維持管理について（平成27年度～29年度）」の期間内において決定する。</u></p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この改正は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> | <p>1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。</p> <p>2 酒匂川流域下水汚泥処理事業の維持管理に係る費用については、酒匂川流域下水道を使用する関連市町と小田原市において負担する。</p> <p>3 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、全ての関連市町が市町分の資本費を概ね回収した時点で検討し、定めることとする。</p> <p>4 県立替金の償還に係る各市町の負担額、負担の時期及び負担の期間等については、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 負担額については、「維持管理について（平成27年度～29年度）」の策定までに決定する。</u></p> <p><u>(2) 第10次維持管理計画策定時に確定した第5次維持管理計画期間から第7次維持管理計画期間までの負担額1億5千22万4千円については、平成25年度に、予備費の見直しに伴う精算額(市町分1億5千541万5千円)と相殺することとする。</u></p> <p><u>ただし、第5次維持管理計画期間から第7次維持管理計画期間までの負担額が予備費の見直しに伴う精算額を上回る市町にあっては、その差額を平成25年度から平成27年度までの3年間で負担するものとする。</u></p> <p><u>(予備費は平成23年11月現在、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質を含む焼却灰の保管等に係る費用として立替支出に充てているため、東京電力からの損害賠償金の回収状況により負担の時期を変更する場合がある。)</u></p> <p>附 則 この改正は、平成24年4月1日から施行する。</p> |

酒匂川流域下水道の維持管理に関する費用負担について

(改正後の全文)

- 1 維持管理費の費用負担については、原則として流域下水道を使用する関連市町が負担する。
- 2 酒匂川流域下水汚泥処理事業の維持管理に係る費用については、酒匂川流域下水道を使用する関連市町と小田原市において負担する。
- 3 酒匂川流域下水道建設費に係る資本費の維持管理費への算入については、全ての関連市町が市町分の資本費を概ね回収した時点で検討し、定めることとする。
- 4 県立替金の償還に係る市町の負担額、負担の時期及び負担の期間については、次のとおりとする。
 - (1) 第1次維持管理計画期間から第4次維持管理計画期間までの負担額は、4億3千9百26万6千円とする。
 - (2) 負担の時期及び負担の期間は、「維持管理について（平成27年度～29年度）」の期間内において決定する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。